

## GlobalSign 支払ポリシー

v.1.1

GlobalSign のサービスの利用者（以下「利用者」という）は、料金の支払いに関して本ポリシーが適用されるものとします。なお、利用者がリセラーからサービスを購入している場合には、本ポリシーは適用されません。

### 第1条（料金の支払）

1. 利用者は、GlobalSign の各サービスを申し込む際に、料金の支払方法として下記のいずれかを選択する必要があります。
  - 1) 当社の銀行預金口座への振込
  - 2) クレジットカード払い
  - 3) 第3条にもとづいて事前購入された割引購入権から差し引く方法
  - 4) 前各号に掲げるもののほか当社が別途定める支払方法
2. 利用者は、クレジットカード払い選択した場合を除き、所定の料金を当社の請求書の発行日の翌月末日までに支払うものとします。
3. 料金の支払方法としてクレジットカード払いを選ぶ場合は、当該サービスの申込の際に、利用するクレジットカードの種類、カード番号、名義、有効期限等、クレジットカードに関する事項を申込欄に入力または記入する必要があります。
4. サービスの種類によっては、第1項各号の支払方法のうち、利用できない支払方法があります。利用することのできない支払方法は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でこれを利用者に通知します。
5. 当社は、特定の利用者について、第1項各号の支払方法と異なる支払方法を求める場合があります。
6. サービスの利用およびその料金の支払に際して生じる費用および公租公課等については、利用者が負担するものとします。

### 第2条（料金の価格）

1. 当社は、前条第1項の料金について、サービスの種類ごとに、あらかじめその価格を定め、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法で利用者に通知します。
2. 当社は、前項により定めた料金の価格を予告なく変更することがあります。変更さ

れた料金の価格は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法で利用者に通知します。

#### 第3条（まとめ買いによる割引購入権）

1. 利用者は、当社が定める一定額以上の金額を事前に支払うことにより、サービスの割引購入権を購入することができます。
2. 割引購入権の有効期限は、購入日から1年間とします。
3. 割引購入権の有効期限が終了する前に割引購入権の追加購入をした場合、合算した金額が新規の割引購入権とみなされます。この場合、有効期限は、追加購入日から1年とします。

#### 第4条（支払義務とキャンセル）

1. 利用者が第1条による支払方法を選択し、当該サービス手続きを完了した段階で、利用者に所定の費用を支払う義務が発生します。
2. 前1項の支払いが所定の期日までに完了せずに60日を経過して遅延金扱いとなった場合、GlobalSignは利用者に対し、発行済の証明書の失効を含むサービスの中止、及び関連契約の解除等の措置を講じる場合があります。
3. 前1項に関わらず、利用者がサービス開始または証明書発行前に、当該サービスをキャンセルした場合、利用者の支払い義務は解除されます。

#### 第5条（早期の解除の場合の料金の返金）

1. 利用者が電子証明書の発行された日または電子証明書発行サービス開始日から起算して7日以内にサービスを解除したときは、前条第1号の規定に関わらず、利用者が本サービスの申込の際に当社に支払った所定の料金を当社の返金ポリシーに定める方法により利用者に返金します。
2. 当社は、返金に関する条件を当社のウェブサイト <http://jp.globalsign.com/>に、Refund Policy(返金ポリシー)として適切に表示します。

(以下空白)